

一般社団法人国際フレンドシップ協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人国際フレンドシップ協会
(英名は、International Friendship Association・
略称 IFA) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を置く
ことができる。従たる事務所に関する規程は、理事
会の議決を得て、別に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、国際間の相互理解と友好関係の増進および
その公益使命の達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行
う。
(1) わが国と外国との間の友好と親善を増進するた
めのあっせんその他相互理解に必要な事業
(2) 海外および国内資料情報の提供
(3) 国際マナーおよび外国語の研修
(4) 会報の発行
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦および海外において行うものと
する。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。
(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
又は法人
(2) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験

者で総会において推薦され、承認さ
れた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団
法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定める
ところにより申込みをし、理事会の承認を得なけれ
ばならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、
正会員になった時および毎年、正会員は、総会にお
いて別に定める額を会費として支払う義務を負う。
2 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出す
ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総
会の決議によって該当会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を
したとき
(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当する
に至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかつ
たとき
(2) 総正会員が同意したとき
(3) 会員が死亡し、又は解散したとき
(4) 本会が解散したとき

第4章 役員等

(役員の設置)

第11条 本会に、次の役員を置く
(1) 理事 4名以上8名以内
(2) 監事 3名以内
2 理事のうち1名を会長とし選定する。
3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代

表理事とする。

(役員を選任)

- 第 12 条 理事および監事は、正会員の中から総会の決議により選任する。ただし総会で必要と認められたときは正会員以外から理事若干名を選任することができる。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事および監事は、相互に親族その他法令で定める特殊の関係があってはならない。
 - 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 人およびその親族その他法令で定める特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。
 - 5 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務および権限)

- 第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は本会を代表し、本会の業務を執行する。
 - 3 会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事および監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事および監事は、第 11 条の定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事および監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 16 条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

- 第 17 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、総会において別に定める規程に従い、報酬等を支給することができる。

(顧問)

- 第 18 条 本会に顧問 3 名を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の決議により選任する。
 - 3 顧問は会長の相談に応じて意見を述べ又は理事会に出席して参考意見を述べることができる。
 - 4 顧問は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 総 会

(構成)

- 第 19 条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 20 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の選任又は解任
 - (3) 理事および監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散および残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 21 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 22 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 23 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 24 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 25 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第 29 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 32 条 本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第 8 章 資産および会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画および収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 35 条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増

減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

- 第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第39条 本会の公告は、電子公告する方法により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は野上忠男とする。